企 画 競 争 説 明 書

平成31年度 原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る 調達支援等業務

原子力規制委員会原子力規制庁

平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る 調達支援等業務に係る企画書募集要領

1 総則

平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援等業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本業務の内容は、(別添 5)「平成 3 1 年度原子力規制委員会ホームページの リニューアルに係る調達支援等業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとす る。

3 業務実施期間

契約締結日より平成32年3月31日までとする。

4 予算額

業務の予算総額は、20,300千円(消費税及び地方消費税額を含む。)以内とする。

5 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度原子力規制委員会競争参加資格(全省庁統一資格)の《「役務の提供等」の「情報処理」又は「調査・研究」》において、企画書等の提出期限までに、《「B」、「C」又は「D」》の等級に格付されている者であること。ただし、平成31・32・33年度原子力規制委員会競争参加資格(全省庁統一資格)の《「役務の提供等」の「情報処理」又は「調査・研究」》を引き続き取得すること。
- (5) 企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 環境省 CIO 補佐官、技術アドバイザー及びその支援スタッフ等(常時勤務を要しない官職を示す職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号)に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(平成 12 年 12 月22 日法律第 224 号)に基づき交流採用された職員を除く。)が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用

語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和 38 年大蔵省令第 59 号) 第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業 者などの緊密な利害関係を有する事業者ではないことを誓約できる者である こと。

- (7) 過去5年間に以下に示すホームページに関する支援実績(1万ページ以上を 超えるホームページの実績を対象とする)をそれぞれ有すること。なお、実績 は企画書を提出する法人名で契約・実施した業務に限る。
 - ① ホームページリニューアルの調達支援業務を担当した実績
 - ② CMS (コンテンツ・マネージメント・システム) 製品の機能、実績等の 調査を実施した実績
 - ③ ホームページ構築・運用業務の調達仕様書を作成した実績
- 6 企画競争に係る説明会の開催
 - (1) 日時

平成31年3月19日(火)11時00分

(2) 場所

 $\pm 106 - 8450$

原子力規制委員会原子力規制庁入札会議室 東京都港区六本木1丁目9番9号(六本木ファーストビル13階)

- 7 企画書募集に関する質問の受付及び回答
 - (1) 受付先・受付方法

メールアドレス: kohoka@nsr.go.jp

質問書【様式1】に所定事項を記載の上、電子メールにより提出することとし、質問及び回答は質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報、原子力規制庁の業務に支障をきたすものを除き公表する。

(2) 受付期限

平成31年4月10日(水)12時まで

(3) 回答

平成31年4月12日(金) 17時までに、企画競争参加者に対してメールにより行う。

- 8 資格要件に係る提出書類、提出期限等
 - (1)提出書類(別添1)
 - ① 本業務に従事する者の技術能力を明確にするため、「5参加資格」 (7)の実績を確認する資料として、具体的な実績案件について、以下 の項目について一覧表にまとめること。
 - ・公共機関の団体名
 - ・ 主な実施内容

- ・実施期間、HTMLページ数
- なお、記載する実績は提案を行う者の名で契約実施した業務に限る。
- ② 「5参加資格」(7)(8)の実績及び知見を裏付ける資料として、契約書の写し等を添付し、公共機関の団体名、主な実施内容、実施期間を確認できるよう該当箇所をマーカー等で明示する。
- ③ 本業務を実施する者において、実施責任者、品質管理体制及び情報セキュリティ体制を確認できる書類(実施体制表等)

(2)提出期限等

① 提出期限

平成31年4月19日(金)12時

② 提出先

T106-8450

東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル5階 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課広報室 茂垣 雅治

③ 提出部数

(1)①②③ 2部

④ 提出方法

持参又は郵送(提出期限までに必着)による。 郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。

- ⑤ 提出に当たっての注意事項
 - ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時30分から17時30 分まで(12時~13時は除く)とする。
 - イ 郵送する場合は、封書の表に「平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援等業務に係る資格要件書類 在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった 資格要件書類は、無効とする。
 - ウ 提出された資格要件書類は、その事由の如何にかかわらず、変更 又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
 - エ 参加資格を満たさない者が提出した資格要件書類は、無効とする。
 - オ 虚偽の記載をした資格要件書類は、無効にするとともに、提出者 に対して指名停止を行うことがある。
 - カ 資格要件書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - キ 提出された資格要件書類は、原子力規制委員会原子力規制庁において、資格要件書類の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した資格要件書類の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。
 - ク 資格要件書類において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共

同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

- 9 企画書等の提出書類、提出期限等
 - (1) 提出書類(別添2)
 - ① 企画書

「平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援等業務の企画書作成事項」に基づき作成すること。

② 経費内訳書

「平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援等業務」を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書

- ③ 提出者の概要(会社概要等)が分かる資料
- (2) 提出期限等
 - ① 提出期限
 - 8 (2) ①に同じ
 - ② 提出先
 - 8 (2) ②に同じ
 - ③ 提出部数
 - ア (1) ① 6部
 - イ (1)② 6部
 - ウ (1) ③ 6部
 - ④ 提出方法
 - 8 (2) ④ に同じ
 - ⑤ 提出に当たっての注意事項
 - ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時30分から17時30分 まで(12時~13時は除く)とする。
 - イ 郵送する場合は、封書の表に「平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援等業務に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。
 - ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取 消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
 - エ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申し込みを行った場合はすべてを無効とする。
 - オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。
 - カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対し て指名停止を行うことがある。
 - キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ク 提出された企画書等は、原子力規制委員会原子力規制庁において、 企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の 結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の 保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づ

き開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等 の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合 がある。

ケ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨 の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保する ため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実 施協定書等の提出を求めることがある。

10 企画提案会の開催

- (1) 企画提案会を平成31年4月22日(月)以降に開催する。なお、必要に 応じてヒアリングを行うが、開催場所、説明時間、出席者数の制限等につい ては、有効な企画書等を提出した者に対して、別途連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

11 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る(資格要件に係る提出書類及び)企画書等については、(別紙)において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類(別添2)の誓約事項に誓約する旨を明記すること。

12 審査の実施

- (1) 審査は、(別添3)「平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援等業務に係る企画書等審査の手順」及び(別添4)「平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援等業務に係る企画書等審査基準及び採点表」に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。ただし、優秀な企画書等の提出がなかった場合には、この限りではない。
- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

13 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく 契約手続の完了までは、原子力規制委員会原子力規制庁との契約関係を生ずる ものではない。

支出負担行為担当官である原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

なお、契約書には、提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、契約の相手方となった者は提案書の履行を確約しなければならない。

予算決算及び会計令(抜粋)

(一般競争に参加させることができない者)

- 第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条 の三第一項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

- 第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれか に該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争 に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用 する者についても、また同様とする。
 - 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を 故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般 競争に参加させないことができる。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札 書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。 (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると き
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

平成 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所会 社名 代表者氏名

印

平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援等業務 に係る資格要件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

- ① 本業務に従事する者の技術能力を明確にするため、「5参加資格」(7)の実績を確認する資料として、具体的な実績案件について、以下の項目について一覧表にまとめること。
 - ・公共機関の団体名
 - ・ 主な実施内容
 - ・実施期間、HTMLページ数
- ② 「5参加資格」(7)(8)の実績及び知見を裏付ける資料として、契約書の写し等を添付し、公共機関の団体名、主な実施内容、実施期間を確認できるよう該当箇所をマーカー等で明示する。
- ③ 本業務を実施する者において、実施責任者、品質管理体制及び情報セキュリティ体制 を確認できる書類(実施体制表等)

(担当者)		
所属部署:		
氏 名:		
TEL:		
FAX:		
E-mail:		

(別添2)

平成 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住所会社名代表者氏名

囙

平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援等業務 に関する企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、企画競争説明書「5 参加資格」(6)及び暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- (1) 企画書
- (2) 経費内訳書
- (3) 会社概要等

(担当者)
所属部署:
氏 名:
TEL:
FAX:
E-mail:

平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援等業務 に係る企画書等審査の手順

1. 企画審査委員会による審査

原子力規制庁長官官房総務課広報室に設置する「平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援等業務に係る企画書審査委員会」(委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。)において、提出された企画書等の内容について審査を行う。

表 1 企画書審査委員会の構成

委員長	原子力規制委員会 原子力規制庁長官官房総務課広報室 室長
委員	原子力規制委員会 原子力規制庁長官官房総務課 企画調査官
	原子力規制委員会 原子力規制庁長官官房総務課広報室 専門職
	原子力規制委員会 原子力規制庁長官官房情報システム室 情報システム管理官
	原子力規制委員会 原子力規制庁長官官房情報システム室 情報システム専門職

注 委員長又は委員が出席困難な場合は、同じ課(室)の者を代理として出席させることができる。

2. 企画書等の審査方法

(1) 「平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援等業務に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添4)に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】

	10 点満点	20 点満点	30 点満点	40 点満点
優	10 点	20 点	30 点	40 点
良	6 点	12 点	18 点	24 点
可	2 点	4 点	6 点	8 点
加点なし	0 点	0 点	0 点	0 点

※ただし、組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得 状況における加点は、認定段階ごとに固定された点数のため、上記採点基 準とは異なる。

- (2) (1)の採点結果の合計点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。
- (3) 合計点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。
 - ① 「優」の数が多い者を契約候補者とする。
 - ② 「優」の数が同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
 - ③ 「良」の数も同数の場合は、「可」の数が多い者を契約候補者とする。

④ 「可」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3. 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者及び審査経過を原子力規制委員会原子力規 制庁長官官房参事官へ報告し、同参事官を委員長とする契約委員会において契約候補者 を確定する。

平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援等業務 に係る企画書等審査基準及び採点表

委員名

提案者名

事項		作成方法	配点	採点
1. 業務の基本方針		・業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方	40点	点
		針であるか。		
		・基本方針に専門性、創造性、新規性、確実		
		性等があるか。		
2. 業務の)実施計画	・明示された作業の実施期限が遵守されてお	10点	点
		り、実施可能な実施計画であるか。		
		・実施計画が効率的で確実性があるか。		
		・業務分担や業務量の検討が適切であるか。		
		また、その実効性があるか。		
		・実施計画の策定に当たって、「デジタル・ガ		
		バメント推進標準ガイドライン」「総務省「み		
		んなの公共サイト運用モデル(2016年度		
		改定版)」」等各種指針で対応すべき内容が明		
		示されていること。		
3. 業務	3. 1 全ファイ	・原子力規制庁の現状を十分に考慮した内容	30点	点
の実施方	ル調査及びユーザ	であるか。		
法	ビリティ診断業務	・提案された内容が、求められた趣旨に適合		
		したものであり、具体的なものであるか。		
		・提案された内容に、専門性、創造性、新規		
		性、確実性当があるか。特に、調査・分析を		
	3. 2 規制委	行う際の役割や実施する内容が具体的に提	30点	点
	HP の利用状況把	案されているか。		
	握業務	・追加事項として提案された内容が、本業務		
		の目的に適合しているものであり、その内容		
		に専門性、創造性、新規性、確実性等がある		
	3. 3 原子力規	か。	40点	点
	制庁内需要及び課			
	題の把握業務			

	3.4 問題点・ 課題の整理及びリ ニューアルの方針 検討業務		40点	点
	3.5 情報分類 の見直し及びサイ ト構造設計業務		40点	点
	3.6 CMS 機能 要件の検討業務		20点	点
	3.7 調達仕様 書の作成支援業 務		20点	点
	3.8 調達実施 の支援業務		20点	点
4. 実施体制、役割分担等	4. 1 実施体 制、役割分担等	・効果的、効率的な人員配置、内・外部の協力体制等が構築されているか。 ・実施責任者及びその他の主要な従事者が本業務に従事する十分な時間があると認められるか。	40点	点
	4.2 従事者の 実績、能力、資格 等	・別添5に記載の資格要件について、業務 責任者が有する経験・実績は、以下の観点 より充実しているか。 ① ホームページリニューアルの調達支援 業務を担当した実績 ② CMS 製品の機能、実績等の調査を実施 した実績 ③ ホームページ構築・運用業務の調達仕様 書を作成した実績 ④ ウェブアクセシビリティ JIS 規格 (JIS X 8341-3: 2016) 及び総務省「みんなの公	30点	点

	共サイト運用モデル (2016 年度改定版)」に関する専門的な知識・知見 ・別添5に記載の資格要件について、業務 責任者以外のその他の主要な従事者の経 験・実績は、以下の観点より充実している か。 ① ホームページリニューアルの調達支援 業務を担当した実績 ② CMS 製品の機能、実績等の調査を実施 した実績 ③ ホームページ構築・運用業務の調達仕様 書を作成した実績 ④ ウェブアクセシビリティ JIS 規格 (JIS X 8341-3: 2016) 及び総務省「みんなの公 共サイト運用モデル (2016 年度改定版)」 に関する専門的な知識・知見 ・関連する保有資格等が記載されており、 そのことを確認できる書類が示されている か。		
5. 組織の実績	・調達仕様書に記載の資格要件について、 提案者の組織の実績は、以下の観点より充 実しているか。 ① ホームページリニューアルの調達支援 業務を担当した実績 ② CMS 製品の機能、実績等の調査を実施 した実績 ③ ホームページ構築・運用業務の調達仕様 書を作成した実績 ④ ウェブアクセシビリティ JIS 規格 (JIS X 8341-3: 2016) 及び総務省「みんなの公 共サイト運用モデル (2016 年度改定版)」 に関する専門的な知識・知見	40点	点
6. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定通知書等の添付。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。	30点	点

	※複数の認定等に該当する場合は、最も得点		
	が高い区分により加点を行うものとする。		
	○ 女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼ		
	し認定等)		
	・1段階目(※1) 12点		
	・2段階目(※1) 24点		
	・3 段階目 30 点		
	・行動計画(※2)		
	※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行		
	動計画等に関する省令第8条第1項第1号イ		
	の項目のうち、労働時間等の働き方に係る基		
	準は必ず満たすことが必要。		
	※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行		
	動計画の策定義務がない事業主 (常時雇用す		
	る労働者の数が300人以下のもの)が努力義		
	務により届出し、企画書提出時点において計		
	画期間が満了していないものに限る。		
	○次世代法に基づく認定(くるみん認定・プ		
	ラチナくるみん認定)		
	くるみん認定12点		
	・プラチナくるみん認定 24 点		
	○若者雇用推進法に基づく認定(ユースエー		
	ル認定) 24点		
7. 見積価格	・経費内訳書について、提案内容等に応じた	10点	点
積算内訳	価格、積算内訳は妥当か。		
8. プレゼンテーション	・プレゼンテーションの説明の内容が明確で	40点	
	あり、また提案書の内容と齟齬がなく、要求	1 0 ///	71/7
	事項に対して的確な提案の説明となってい		
	るか。		
	・提案内容や業務実施方法に対する質疑応答		
	内容が的確かつ明確であり、本業務を確実に		
	遂行する能力があると特に期待できるか。		
	合計	480	点
	H H1	点	7117
注1 介画書竿において 掲出	・ 老の外郊協力老へ再禾託又は世間実施の堪案を		

- 注1 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委託又は共同実施の提案を行う場合、 業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委託して はならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
- 注2 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格 1 / 2 以上である場合は、 不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	10 点満点	20 点満点	30 点満点	40 点満点
優	10 点	20 点	30 点	40 点
良	6 点	12 点	18 点	24 点
可	2 点	4 点	6 点	8点
加点なし	0 点	0 点	0 点	0 点

※ ただし、組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況における加点は、認定段階ごとに固定された点数のため、上記採点基準とは異なる。

平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援等業務 の概要及び企画書作成事項

I. 業務の概要

1 調達件名

平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援等 業務

2 目的

原子力規制委員会原子力規制庁では、原子力規制委員会ホームページ(以下、「規制委 HP」という。)を誰もが負担なく情報を取得できるよう、JIS X 8341-3:2016に基づき、ウェブアクセシビリティに配慮した情報提供を行うよう努めている。平成30年度行政事業レビュー公開プロセスにて、ホームページの改善を指摘されたところであるが、ホームページ公開及び CMS 運用に関わるサーバー4台全ての入れ替えを2020年9月に予定しており、2021年5月に現行のコンテンツ・マネジメント・システム(以下、「CMS」という。)のライセンスがサポート期限を迎えることから、本システムを更新する必要がある。

本業務では、規制委HPでの情報の探しやすさ、情報共通管理基盤システムとの対応、スマートフォンでの閲覧のしやすさ向上等を実現するために、原子力規制庁が契約締結後に提示するリニューアル方針をふまえ、規制委HPに関する調査・分析を実施し、方針を具体化する。原子力規制庁内需要及び課題の把握、調査・分析結果をふまえ、情報分類の見直し、サイト構造設計を検討し取りまとめる。

また、規制委 HP の課題抽出や最新技術の動向調査等を実施し、CMS の機能要件、調達仕様書の作成等により、リニューアル業務の調達支援業務を行うものである。

3 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義は以下の通りである。

表1 用語の定義

7.000				
用語	定義			
JIS X 8341-3:2016	日本工業規格:高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通			
	信における機器,ソフトウェア及びサービスー 第3部:			
	ウェブコンテンツ			
CMS	コンテンツ・マネジメント・システム(Content			
	Management System)の略。ホームページの作成、公開			
	承認、公開削除等の業務を支援するシステムの総称。			
ウェブアクセシビリ	高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提			
ティ	供される情報や機能を支障なく利用できること意味す			
	る。			

情報共通	管理	基盤	シ
ステム			

原子力規制委員会の活動の過程で得られる情報資源の うち重要なものを、今後数十年にわたってアーカイブ し、かつ広く国民の閲覧に供することを目的とするシ ステム。

4 業務実施

4.1 業務実施場所

作業場所は受託者が用意すること。なお、詳細については原子力規制庁担当官と別途協議すること。

4.2 業務の対象範囲

本業務の対象は、規制委 HP のドメイン (https://www.nsr.go.jp/ 及び https://www2.nsr.go.jp/) で提供するコンテンツとする。なお、規制委 HP の構成等を別紙1に示す。

5 業務履行期間

契約締結日から平成32年3月31日までとする。

上任未						
業務項目		平成31年度				
未伤切日	5-6月	7-9月	10-12月	1-3月		
6. 1		\rightarrow				
6. 2						
6. 3						
6. 4						
6. 5						
6. 6						
6. 7				\rightarrow		
6. 8						

工程案

6 業務の内容

以下の業務を実施するにあたっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(平成30年3月30日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。)、に基づき、作業を実施すること。また、最新の技術動向等については、国内外の情報を含めること。

6.1 全ファイル調査及びユーザビリティ診断業務

本業務を実施するにあたっては、規制委 HP の全ファイルを対象としたウェブアクセシビリティ対応調査、構成ファイル情報調査等を実施し、ファイル単位で規制委 HP の問題点・課題を洗い出す。なお、実施にあたっては、原子力規制庁からファイル等の提供は行わないため、規制委 HP を通常閲覧する要領で外部より調査すること。その際、プログラムを用いて調査することを可とするが、規制委 HP の閲覧や運用に支障がないことを前提とする。

また、規制委 HP のユーザビリティを診断し、問題点・課題を把握する。

6.2 規制委HPの利用状況把握業務

原子力規制庁の提示するアクセスログデータを解析し、規制委 HP 利用者の利用状況を把握する。また、規制委 HP 利用者等に対するアンケート調査により、規制委 HP の利用状況、改善要望等を把握する。

6.3 原子力規制庁内需要及び課題の把握業務

本業務は、平成31年5月から8月にかけて、原子力規制庁内のワーキングチームに月1回程度参画し、改善案の検討で考慮すべき点を把握するとともに、 専門的な知見から助言、資料作成を行う。

6.4 問題点・課題の整理及びリニューアルの方針検討業務

6.1 から 6.3 までの調査、検討結果を踏まえ、規制委 HP の問題点・課題を整理し、リニューアルに向けて重視すべき事項を取りまとめる。

6.5 情報分類の見直し及びサイト構造設計業務

規制委 HP の情報分類について、探しやすさを向上するための見直しを実施し、情報分類一覧表に取りまとめる。

リニューアル方針を踏まえ、見直しが必要となる階層までを検討対象とする。また、パソコン、スマートフォンでそれぞれ利用しやすいホームページとするためのサイト構造設計を検討し、トップページ等の主要な画面の設計図をサイト構造設計書に取りまとめる。

6.6 CMS機能要件の検討業務

本システムの更新に関する調達に向けて、事務及び技術的な支援業務を行うこと。規制委HPの運用に必要となるCMS機能の要件を取りまとめる。

6.7 調達仕様書の作成支援業務

リニューアルプロジェクトで実施する作業項目と求める要件を洗い出し、 調達仕様書を作成する。ネットワーク、ハードウェアに関する要件は、原子 力規制庁が作成する内容を確認し、可能な範囲で助言する。

6.8 調達実施の支援業務

リニューアル事業者を選定するための提案要求事項及び評価基準を作成する。リニューアル事業者が提出する提案資料について、仕様書及び評価基準に基づき確認するとともに、必要に応じて提案審査会に同席し質疑応答等を支援する。

7 成果物の提出方法

(1) 提出図書

受注者が規制庁の承認を受けるため、又は規制庁に報告するために提出する図書、書類の提出時期及び部数は、次のとおりとする。なお、これらの提出図書は、電子媒体(PDF及びMS-Word2013、Excel2013、PowerPoint2013のファイル形式)でも提出すること。

表2 提出図書一覧表

項	提 出 書 類	提出部数	提出期日
1	実施体制図	1	契約締結後及び変更が生じた 後速やかに
2	打合せ議事録	1	打合せ後速やかに

3	実施計画書	1	契約締結後速やかに
4	全ファイル調査及びユーザビリティ診断 業務を実施する上で作成する成果物一式	1	実施計画書に記載した期日 までに
5	規制委 HP の利用状況把握業務を実施する上で作成する成果物一式	1	実施計画書に記載した期日 までに
6	原子力規制庁内需要及び課題の把握業務 を実施する上で作成する成果物一式	1	実施計画書に記載した期日 までに
7	問題点・課題の整理及びリニューアルの 方針検討業務を実施する上で作成する成 果物一式		実施計画書に記載した期日までに
8	情報分類の見直し及びサイト構造設計業 務を実施する上で作成する成果物一式	1	実施計画書に記載した期日 までに
9	調達仕様書案	1	平成31年12月末までに
1 0	CMS 機能要件の検討業務を実施する上で 作成する成果物一式	1	実施計画書に記載した期日 までに
1 1	調達仕様書の作成支援業務を実施する上 で作成する成果物一式	1	実施計画書に記載した期日 までに
1 2	調達実施の支援業務を実施する上で作成 する成果物一式	1	実施計画書に記載した期日 までに
1 3	完了届	1	納入時期まで

(2) 提出時期及び場所

提出時期: 平成32年3月31日

提出場所: 〒106-8450

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル 原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房 総務課 広報室

8 企画競争参加制限

環境省 CIO 補佐官、技術アドバイザー及びその支援スタッフ等(常時勤務を要しない官職を示す職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号)に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(平成 12 年 12 月 22 日法律第 224 号)に基づき交流採用された職員を除く。)が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者ではないことを誓約できる者であること。

9 資格要件

9.1 参加資格

(1) 過去5年間に以下に示すホームページに関する支援実績(1万ページ以上

を超えるホームページの実績を対象とする)をそれぞれ有すること。なお、実績 は企画書を提出する法人名で契約・実施した業務に限る。

- ① ホームページリニューアルの調達支援業務を担当した実績
- ② CMS製品の機能、実績等の調 査を実施した実績
- ③ ホームページ構築・運用業務の調達仕様書を作成した実績

9.2 組織の実績・資格等

- ① 9.1 参加資格(1)の実績を確認する資料として、具体的な実績案件について、以下の項目について一覧表にまとめること。
 - ・公共機関の団体名
 - ・主な実施内容
 - ・実施期間、HTMLページ数
- ② 9.1 参加資格(1)(2)の実績及び知見を裏付ける資料として、契約書の 写し等を添付し、公共機関の団体名、主な実施内容、実施期間を確認で きるよう該当箇所をマーカー等で明示する。

9.3 従事者の業務実績

- ① 本業務に従事する者の技術能力を明確にするため、9.1 参加資格(1)の 実績を確認する資料として、具体的な実績案件について、以下の項目につ いて一覧表にまとめること。
 - ・公共機関の団体名
 - 主な実施内容
 - ・実施期間、HTMLページ数

なお、記載する実績は提案を行う者の名で契約実施した業務に限る。

② 本業務に従事する者の技術能力を明確にするため、9.1 参加資格 (1)(2)の実績及び知見を裏付ける資料として、契約書の写し等を添付し、公共機関の団体名、主な実施内容、実施期間を確認できるよう該当箇所をマーカー等で明示する。

10 貸与品・支給品

貸与品・支給品については、発注者との事前の協議の上で決定するものとする。

11 著作権等の扱い

- ① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権 (以下「著作権等」という。)は、原子力規制委員会が保有するものとする。
- ② 請負者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を 行使しないものとする。
- ③ 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ④ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著

作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う ものとする。

12 再委託

受注者は、受注業務の全部、または、受注業務における総合的な企画判断並びに業務の遂行管理部分を第三者に再委託することはできない。

受注業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託の相手方の商号または名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」等を提出の上、承認を得ること。また、受託事務の一部を再委託する場合は、受託契約金額に占める割合は原則2分の1未満とすること。受注者が再委託する事業者は、前述8 企画競争参加制限の対象となる事業者でないこと。受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本調達仕様書が定める受注者の責務を再委託先事業者も負うよう、必要な処置を実施、報告の上、承認を得ること。なお、第三者に再委託する場合の最終的な責任は、受注者が負うものとする。

13 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
- ② 請負者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- ③ 請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- ⑤ 情報セキュリティ要件の検討時には、「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル (SBD マニュアル)」を活用すること。
- ⑥ 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を 報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf

14 検査・支払条件等

① 提出された成果物は、本仕様書に基づき国の検査職員が検査し、これに合格 しなければならない。 ② 本業務の支払いは、実施期間内に前述①の検査を受け合格した場合に、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に対価を支払わなければならない。

15 特記事項

- ① 本業務の実施によって知り得た情報等を第三者に漏らし、あるいは他の目的に使用してはならない。また、請負者の情報管理の不備により、原子力規制委員会若しくは第三者が損害を被った場合は、請負者において責任を負うものとする。
- ② 本業務の実施にあたっては、グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律) に適応する環境物品の使用等が見込まれる場合には、これを積極的に採用するものとする。

16 その他

- ① 受注者は、本業務を通じて知り得た情報は、契約履行中か否かに関わらず、正 当な理由なく他に開示し、又は他の目的のために利用してはならない。また、正 当な理由があって開示する場合にも、事前に原子力規制庁担当官から許可を得 なければならない。
- ② 受注者は、本業務を実施するに当たって原子力規制庁担当官が提供した資料については、複製禁止とし、厳重に管理を行い、業務終了後は返却しなければならない。
- ③ 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書によりがたい場合、あるいは本仕様書に定めのない事項については疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、その取扱いについて決定することとする。
- ④ 受注者は、本業務において納入する全ての成果物について、瑕疵担保責任を負 うものとする。瑕疵担保責任期間は当庁により検収後1年間とする。
- ⑤ 作業実施者は、原子力規制庁担当官と日本語で円滑なコミュニケーションが 可能で、かつ良好な関係が保てること。
- ⑥ 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無 償で速やかに必要な措置を講ずること。
- ⑦ 本契約の調達支援業務の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者(「財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託事業者等の機密な利害関係者を有する事業者を言う。)については、今後(平成32年度予定)実施する規制委HPのリニューアルに係る構築・運用等業務の調達への入札参加することは出来ないものとする。

1 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 26 年 2 月 4 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 190 頁、表 3 参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 191 頁、表 4 参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の 基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用 いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html) を参考に適切な表示を行うこと。

2 電子データの仕様

- ① Microsoft 社Windows10 上で表示可能なものとする。
- ② 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章: ワープロソフト Justsystem 社一太郎 (2011 以下)、又は Microsoft 社 Word (ファイル形式は Word2013 以下)
 - ・計算表:表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は Excel 2013 以下)
 - ・画像:BMP 形式又は IPEG 形式
- ③ ②による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- ④ 以上の成果物の格納媒体はDVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納 ケース及びDVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- ⑤ 文字ポイント等、統一的な事項に関しては原子力規制庁担当官の指示に従う こと。

3 その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

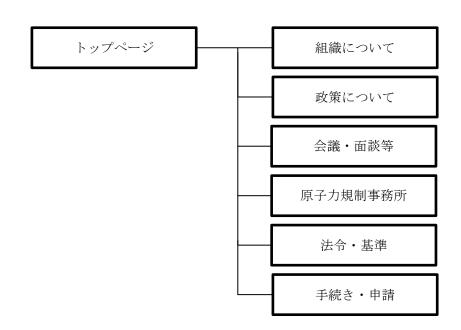
(別紙1)

- 規制委 HP の運用状況(平成 31 年 1 月時点)
- 1. 主要ファイル数

HTML	約 14,000 ファイル
PDF ファイル	約 100,000 ファイル

- 2. 月間ページビュー数 約8,000,000 ページビュー
- 規制委 HP の構成

グローバルメニュー



II. 企画書作成事項

企画書には別添様式により、以下の各事項について、各作成方法に則り、提案すること。

なお、企画書全体の分量は A4・100 ページ以下を目安とし、原則として両面印刷にすること。また必要に応じて A3 等サイズの異なる用紙を用いることを可とするが、企画書全体を 1 冊にまとめること。

補足資料がある場合は、企画書に追加して添付することを認めるが、企画書のどの部分の補足資料であるか明記すること。

また、資料作成全般に当たっては、本企画書作成事項で規定する目的や作業項目 に反し、又は矛盾する提案がないよう作成すること。

に以し、又は才相 9 る従条がない 車項				
事項		作成方法		
1. 業務の基本方針		・本業務を実施するにあたっての基本方針を記		
		述すること。		
2. 業務の実施計画		・業務内容及び提案内容に係る各作業項目につ		
		いて業務実施計画を記述すること。		
		・業務分担や業務量の検討において、原子力規		
		制庁側の実情(専門職がいない、専任者が少		
		ない、利用者の拠点が点在している等)を十		
		分踏まえた提案とすること。		
		・項目毎に、請負者と原子力規制庁の役割分担		
		等を提案すること。		
3. 業務	3. 1 全ファイ	・各業務内容の実施方法、作業内容等について、		
の実施方	ル調査及びユーザ	具体的に提案すること。		
法	ビリティ診断業務			
	3. 2 規制委 HP	・各業務内容の実施方法、作業内容等について、		
	の利用状況把握業	具体的に提案すること。		
	務			
	3. 3 原子力規	・各業務内容の実施方法、作業内容等について、		
	制庁内需要及び課	具体的に提案すること。		
	題の把握業務	・原子力規制庁にとって実現可能と考えられる		
		成功事例を踏まえた提案とすること。		
	3.4 問題点・課	・各業務内容の実施方法、作業内容等について、		
	題の整理及びリニ	具体的に提案すること。		
	ューアルの方針検	・原子力規制庁にとって実現可能と考えられる		
	討業務	成功事例を踏まえた提案とすること。		
	3.5 情報分類	・各業務内容の実施方法、作業内容等について、		
	の見直し及びサイ	具体的に提案すること。		
	ト構造設計業務	・原子力規制庁にとって実現可能と考えられる		
		成功事例を踏まえた提案とすること。		
	3.6 CMS 機能要	・各業務内容の実施方法、作業内容等について、		
	件の検討業務	具体的に提案すること。		

	・原子力規制庁にとって実現可能と考えられる
	成功事例を踏まえた提案とすること。
3. 7 調達仕様	・各業務内容の実施方法、作業内容等について、
書の作成支援業務	具体的に提案すること。
	・原子力規制庁にとって実現可能と考えられる
	成功事例を踏まえた提案とすること。
3.8 調達実施	・各業務内容の実施方法、作業内容等について、
の支援業務	具体的に提案すること。
	・原子力規制庁にとって実現可能と考えられる
	成功事例を踏まえた提案とすること。
4. 実施体制、役割分担等	・業務の実施体制について、統括責任者を1名
	選定するとともに、当該業務実施責任者の役
	職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部
	の協力体制等を記載すること。
	・本業務の従事者に求める保有資格等を記載す
	ること。
5. 組織の実績	・提案者において、同等規模以上のホームペー
	ジのリニューアルに係る調達支援を実施し
	た実績があること。
	・具体的名称・金額の記載が困難な場合でも、
	おおよその内容がわかるように記載するこ
	と。
6. 組織のワーク・ライフ・バラ	女性の職業生活における活躍の推進に関
ンス等の推進に関する認定等	する法律、次世代育成支援対策推進法、青少
取得状況	年の雇用の促進等に関する法律に基づく認
	定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラ
	チナくるみん認定、ユースエール認定)の有
	無について記載すること。有の場合は認定通
	知書等の添付。ただし、企画書提出時点にお
	いて認証期間中であること。

【 様 式 1 】

平成 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁 担当者殿

質問書

「平成31年度原子力規制委員会ホームページのリニューアルに係る調達支援 等業務」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数 枚中 枚目

<質問箇所について>

資料名	例)	○○書
ページ	例)	PO
項目名	例)	○○概要
質問内容		

備考

- 1. 質問は、本様式1 枚につき1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
- 2. 質問及び回答は、本件入札参加事業者の全てに公表する。(電話等による個別回答はしない。) 但し、質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報、原子力規制 委員会原子力規制庁の業務に支障をきたすものに関する内容については、公表しない。